

令和3年度梶原町社会福祉協議会事業計画

【基本理念】 「すべては地域の笑顔のために」

【基本方針】 本年4月施行の改正社会福祉法では、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりが柱となっています。この「地域共生社会」とは制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会と定義されています。

梶原町ではこれまでも、行政が中心となり地域包括ケアの仕組みを構築し、自助共助の取組みをすすめてきましたが、このコロナ禍の影響は、梶原の様な地域や人のつながりの強い地域であっても、従来型の地域の集いや、人のつながりに少なからず影を落としています。

社会福祉協議会の、既存の仕組みや他の事業主体で対応が困難な福祉ニーズにも「断らない」姿勢、既存の枠組みにとらわれない、「我がごと、丸ごと」の姿勢が一層必要になってきます。

私たち梶原町社会福祉協議会は本町の地域福祉を推進する団体として、多様な関係機関と連携・協働し、梶原町の目指す「場所や年齢やそれぞれの暮らしの状況は違っても、地域の皆さんが生きがいや幸福感を持って住み慣れた地域で安心して安全に暮らせるまち」づくりの一端を担うべく、地域福祉の推進、複合福祉施設の運営、法人運営に努めて参ります。

1. 法人運営

法令順守、適切な財務管理、事業実施、組織管理等、公共性、公益性、社会的責任を持つ社会福祉法人として、適切な法人運営、事業運営を行い、法人全体の管理、健全な組織運営に努めます。

令和3年度は役員、評議員の改選期にあたるため、遅滞なく改選手続きを進め、法人の安定的な運営の継続を図ります。

役職員は、社会福祉法で規定される、地域福祉の推進を目的とする公益性の高い民間団体である自覚を持ち、その使命実現のために努力し、専門職としての知識、経験を積み重ね、地域、関係機関に信頼される職員となるべく資質の向上を図ります。

(1) 評議員選任委員会

任期満了に伴う次期評議員の選任

任期 令和3年6月開催の定時評議員会終結時から

令和7年6月開催の定時評議員会終結時まで

(2) 理事会の開催

開催時期	主な議題
令和3年 6月	前年度事業報告、決算報告
令和3年 6月	組織理事会
令和3年 9月	各事業詳細報告、補正予算
令和3年 12月	中間事業報告、中間決算、補正予算
令和4年 3月	新年度事業計画、当初予算、補正予算

※上記の他、重要事項審議の必要に応じ、随時開催する。

(3) 評議員会の開催

開催時期	主な議題
令和3年 6月	前年度事業報告、決算報告、役員改選（理事・監事）
令和3年 9月	各事業詳細報告、補正予算
令和3年 12月	中間事業報告、中間決算、補正予算
令和4年 3月	新年度事業計画、当初予算、補正予算

(4) 監事監査

令和3年 5月	事業報告及び決算監査
令和3年 11月	中間事業報告及び中間決算監査

※上記の他、業務及び会計、財務管理のため必要に応じて随時監査を行う。

(5) 職員研修

階層別研修体系整備による計画的研修参加環境をつくる
高知県社会福祉協議会研修センターの企画研修への参加
内部研修の企画・実施

(6) 広報活動

広報誌「ゆすまいる」の発行（季刊発行）

- ・社協活動の周知と地域情報の収集を図る。

ホームページによる情報発信

- ・ホームページを随時更新し、町内外、より広い層への情報発信を行う。

2. 総合相談の推進

生活上のあらゆる相談に対し、全てを受け止め断らない相談支援に徹します。相談の属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、本会の直接対応又は、関係機関と連携し必要な制度やサービスにつなげるとともに、既存制度での対応が難しい課題や制

度や仕組みから外れる課題に対しても柔軟な支援を行い、相談者の自立と暮らしを支える総合相談窓口として支援を行います。

(1) 日常生活自立支援事業（高知県社協委託事業）

目的 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など地域で生活するうえで自己判断能力が不十分な方（契約能力がある方）へ福祉サービス利用援助、日常的金銭管理等の支援により日常生活を支える。

- ・生活支援員、保健師、弁護士等、関係協力者と情報を共有し、本人に寄り添い、有効な支援を行う。
- ・専門員および生活支援員の研修
- ・社協広報紙やHPへの掲載および民児協への周知を通しての事業啓発

(2) 生活福祉資金貸付事業（高知県社協委託事業）

目的 低所得者や高齢者、障害者の生活を経済的に支え、その世帯の生活の安定と経済的自立を図るための資金の貸し付けを行う。

- ・関係機関への制度理解と周知
- ・学校、教育委員会への情報提供
- ・民生委員、行政との連携、協力、情報共有
- ・貸付利用者への償還支援および償還指導

(3) 小口資金貸付事業（独自事業）

目的 生活に困窮し、急迫する事情により緊急一時的に生活資金を要する世帯に対し、必要な資金（限度額 20,000 円）の貸し付け及び相談援助を行うことで、当該世帯の生活の安定を図る。

(4) 生活困窮者自立相談支援事業（高知県委託事業）

目的 最低限度の生活の維持ができなくなるおそれがあり、生活に困り何らかの支援を必要とする方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。

- ・高知県社協、須崎福祉保健所との連携
- ・行政関連部署への事業の周知と連携および民生委員児童委員との連携
- ・ハローワーク等の就業支援等との連携
- ・生活福祉資金貸付事業、フードバンク事業の有効活用

※生活困窮に陥る事情は様々な背景があり、当事者に寄り添い、現に経済的に困窮している方はもとより、その恐れのある方に対しても、生活支援、就労

支援を行い、関係機関との連携協働により自立に向けた包括的な支援を行う。

※就労準備支援事業・家計改善支援事業との連携

直ちに就労が難しい人に対し、就労準備支援事業による就労体験や生活習慣の改善にむけての支援をおこないつつ、就労に向けた準備が整った段階で就労へのステップとして、自立相談支援事業と連続的・一体的に支援を行う。

また、自らの家計の状況を把握することが難しい方の場合には、家計改善支援事業により、月単位・年単位で家計を見直し、生活の再生に向けた意欲を引き出し、専門員の関与により家計の安定と生活自立を目指した支援を行う。

- ・町内企業、事業所への協力依頼、制度周知
- ・生活保護ソーシャルワーカー、県社協専門員との連携、協働
- ・障害者就業・生活支援センターこうばんワーカーとの連携
- ・利用者および利用希望者への支援、必要に応じてケース会の開催

(5) 生活困窮者に対する緊急的食糧支援事業

目的 生活困窮状態に陥り、生活にひっ迫している住民に対し、町内外から提供を受けた余剰農産物や保存食等を有効活用し、緊急的食糧支援を行う。

- ・住民からの提供可能品情報の登録と事業周知
- ・フードバンクキャンペーンの紹介と提供品の受け入れ

(6) 法人後見事業

目的 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの、判断能力、意思決定の困難な方の権利を法的に保護し、可能な限り本人の意向を反映させその生活を支える。(現受任件数2件)

- ・法人後見検討委員会の開催(定期事業報告9月 申立て審査は随時)
- ・高齢者等の集いの場での制度の紹介(町人権擁護委員と連携)
- ・成年後見制度に関わること、後見人等申し立てにかかる相談受付等
- ・現受任被後見人の生活の安定のための必要な手続きの実施

(7) 法律相談

目的 近隣を含め司法専門職が不在である本町で、計画的な法律相談会を開催し、弁護士への相談機会を提供し、町民の安心と不安解消の場とする。

※協力機関 法テラス須崎法律事務所、須崎ひまわり基金法律事務所

- ・年間契約による無料法律相談会の計画的開催
- ・法律講演会の開催(5月 法テラス須崎所属弁護士)
- ・無料法律相談会の実施(6月、11月、令和4年1月)
- ・出張法律相談事業の窓口

3. 地域福祉活動の推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画の中間評価に基づき、課題点の改善はかり後半期の取組みを推進していくために、関係機関、地域と連携協力し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指す。

多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援や仕組みづくりを行う。また、小地域における住民主体の地域活動を進め、地域の団体や各種活動との協働の取組みを広げ、誰もが排除されない安心、安全の地域社会づくりをすすめる。

地域生活困窮者支援等共助基盤づくり事業（安心生活基盤構築事業）

地域のニーズ把握、住民参加による地域サービスの創出、地域のインフォーマル活動の活性化等の取組を支援し、安心して生活できる地域基盤を構築する。

(1) 地域福祉コーディネーター事業

目的 福祉の視点での防災・減災を取組みのテーマとし、各地域で災害想定から平時の支え合いを考える取組みを進める。

- ・アウトリーチを継続し生活課題の潜在的ニーズの把握に努める
- ・支え合いの仕組みやネットワークづくりをすすめる
- ・個別課題を地域課題と捉えて課題の顕在化をすすめる
- ・座談会などを通して住民活動に寄り添い地域力の維持・向上を支援する

(2) 生活支援コーディネーターの活動推進

介護保険地域支援事業(包括的支援事業)に定める第2層コーディネーターとして、地域包括支援センターと連携し高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進する。

(3) ボランティア活動の推進

- ・ボランティア活動の支援、情報の収集と提供
- ・新しいボランティアへの呼びかけ『地域のお助けマン』を募り、ボランティアの人財の掘起しを図る。
- ・ボランティアセンター活動の普及啓発、ニーズ把握、活動保険の周知、加入勧奨

(4) 災害ボランティア活動の推進

目的 災害に備えた地域の自助力・共助力を高める。支援人材の育成、地域の受援力の向上を図る。

- ・災害ボランティアセンター運営模擬訓練開催にむけての地域への働きかけ
- ・避難所運営ゲーム開催にむけての地域への働きかけ
- ・行政危機管理部署と情報を共有し地域へ発信
- ・有事に備え初動体制を整備

(5) 福祉教育の推進

- 目的** 学校、地域において福祉人権教育、ボランティア学習の機会を提供し、地域福祉活動、ボランティア活動の理解と関心を高める。
- ・ 梶原学園、梶原高校への福祉学習の推奨
 - ・ 小地域での福祉学習の周知紹介

(6) 地域支え合い活動の推進

- 目的** 共同募金配分金を活用した地域活動推進事業により、部落・地区単位や地域の団体等、地域住民の自主的な支え合い活動を支援し、必要経費の一部を助成する。

(7) おげんき発信の推進

- 目的** 独居の高齢者や障害者、高齢世帯などの自立型安否確認の仕組みを利用し、在宅生活の継続を支援する。
- ・ 365日の利用を通して、お元気さん（利用登録者）の安否を確認
 - ・ 見守りさん（支援登録者）との連携による安否確認や情報共有や情報提供
 - ・ 社協広報誌『ゆすまいる』や社協ホームページを利用した啓発活動

(8) 休眠資源再活用事業【リユースゆすはら】

- 目的** 未使用、不使用の生活資源利活用の促進を通して、地域の支え合いに寄与する。
- ・ 譲渡・譲受の情報をチラシを使って地域住民に情報を提供
 - ・ 提供物品のマッチングと連絡調整

(9) 新型コロナウイルス感染症対策生活支援事業

- 目的** 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者として保健所から自宅待機を要請され親族等の支援が受けられない方の、待機期間中の生活に必要な日用品、食料の買い物支援を行い、自宅での生活を支え感染拡大の予防に資する。
- ・ 週2回程度の日用品、食料の買い物代行と自宅へのお届け

4. 各種団体事務局等

(1) 高知県共同募金会梶原町共同募金委員会事務局

- 運営委員会、配分審査委員会を設置し、共同募金の活動についての周知・広報を行い、公正で効果的な配分金活用をすすめる。
- ・ 運営委員会および配分審査委員会の開催
 - ・ 赤い羽根募金募集期間 10月1日～12月31日

(2) 栲原町老人クラブ連合会事務局

高齢者の生きがい活動が主体的に展開されるよう支援し、健康・友愛・奉仕の三大活動の推進に向けて後方支援する。

友愛活動、地域貢献活動の機会を広げ、会員相互の支え合いを深めるとともに、活動支援者や新規会員を募り、新しい活動の展開や活動の継続をすすめる。

(3) 栲原町身体障害者連盟事務局

- ・団体の主体的な活動の支援
- ・三障害者団体連絡協議会（三笑会）に参画し各団体間の連携をサポート
- ・その他の各種団体との交流会開催のための連携支援

(4) 栲原町民生委員児童委員協議会との連携

毎月の定例会へ参加し情報共有を図り、各種相談事業や地域活動において各地区の委員と地域担当職員との連携、事務局の行政担当との連携を図る。

(5) まごころ弁当実行委員会事務局

共同募金配分金を活用し、80歳以上の在宅高齢者に調理ボランティアの手作り弁当を配食ボランティアが届ける事業。各区選出の実行委員、女性消防隊、エプロン会、衛生組織連合会、婦人会、よつば会、民生委員児童委員連絡協議会、健康文化の里づくり推進員の代表で組織する実行委員会が主催。（実施予定 12月）

令和3年度梶原町複合福祉施設事業計画書

基本理念「つむぐ・つなぐ、笑顔と笑顔、ゆすライフ」

『行動規範』

○みんなで創ろうYURURIゆすはら

私たちは地域との共創を大切にし、元気な時から一人ひとりが気兼ねなく集うことのできる施設をめざします。

○いつまでも、その人らしいゆすライフ

私たちは、人それぞれの価値観を大切にし、自然体で生きていけるその人らしい「ゆすライフ」の支えとなれるよう努力を惜しみません。

○一緒に笑顔

私たちは、ともに集い笑顔になるため、お互いを尊重しあい、協調性を大切にし、自己研鑽を惜しまず豊かな感性を磨いていきます。

1、施設全体年度目標

- ① 新型コロナ感染症対策を最優先とし、施設から感染症を出さないために感染対策の徹底を図ります。
- ② 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、関係機関と協働し安心できる介護サービス等の提供に努めます。
- ③ 感染対策を徹底したうえで、フィットネスルームや町民交流室を活用し、各種団体を支援します。また、教育機関やボランティア団体等とも協働し様々な年代の方の生きがい作りや福祉教育への取り組みを検討していきます。

2、各事業における方針

(1) 町民交流室・フロア

梶原町内で活動する各種団体が、町民交流室を快適に利用できるよう整備をおこないます。また、ロビーで行われるような囲碁の集い等の様々な趣味の集いの場、世代間交流の場として活用される空間作りに努めます。

(2) フィットネスルーム

複合福祉施設に「健康づくりの拠点」として、地域住民がいつでも気軽に立ち寄って健康づくりができる場として利用するために、フィットネスルームを活用し介護予防を推進します。

地域住民や多世代と交流しながら健康でアクティブな生活を送れるよう支援します。また、他の施設や関係機関とも共有し、連携を図りながら介護予防を推進していきます。

(3) デイサービス事業計画

1. 運営方針

- ① 住み慣れた地域で継続的な生活が送れるよう、ご家族や居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係機関はもとより、多職種との連携を図ります。
- ② ご利用者やご家族の意向を尊重して、ご利用者の心身の状況に応じた対応を心掛け、安全で安心したサービスを提供します。
- ③ デイサービスを継続的に利用することで、可能な限りご自宅での生活が維持できるように、生活機能の維持向上を目指し、日常生活に則した機能訓練を行います。

2. 年間予定

4月 農園作業 5月 誕生日会 6月 おやつレク 7月 誕生日会
8月 お祭り・家族懇談会 9月 敬老会・誕生日会 10月 ゆるり祭り
11月 誕生日会 12月 クリスマス忘年会・ゆず風呂 1月 誕生日会
2月 節分 3月 誕生日会

3. 令和3年度重点目標

- ① 一人でも多くの方にご利用していただき、安定した稼働率に向けて努力します。(1日平均利用者数20人を目指す)
- ② 利用継続と新規利用者を積極的に受け入れます。
- ③ 令和2年度の経費を基に職員一丸となり経費削減に努めます。
- ④ ご利用者の安心と安全を基本とし、さらなる事故の減少に努めます。
- ⑤ ボランティアや災害訓練等、地域の方と連携し協力できるような取り組みを目指します。

(4) ケアハウス事業計画

1. 運営方針

私たちは、【生活する場所が変わっても“今までの暮らし”の積み重ねが途切れるわけではない】【障害や病気があっても“その人らしさ”は変わらない】と捉え、以下のような支援を行っていきます。

- ① 誠実な対応を積み重ね、人生の先輩である入居者・ご家族との関係性を構築し、生活環境が変わっても孤独感・孤立感を感じさせないケアを心がけます。
- ② 言葉で表現されることだけでなく、気持ちを推し量ることでその人を知り、また私達自身のことでも知ってもらう努力を惜しまず、相談しやすい環境を整えていきます。
- ③ 専門知識を持った多職種でケアの方向性を検討し、ニーズに沿った日常生活または療養上の支援・生活機能訓練等のサービスを提供します。

- ④ 施設内だけでの生活にとどまらず、なるべく今までと変わらない地域や人との関係性を保った生活を送っていただけるよう、その人らしい「ゆすライフ」の実現に向け、共に取り組んでいきます。

2. 年間予定

4月 お花見 5月 白谷こいのぼり見学 6月 井ノ谷紫陽花お花見
7月 七夕創作活動 8月 夏祭り
9月 各区敬老会参加 / こども園運動会見学
10月 ゆるり祭り / 脱藩マラソン応援
11月 芸術祭出展 12月 クリスマス会 1月 新年会
2月 節分・バレンタイン企画 3月 ひな祭り / こども園卒園式

3. 令和3年度（4年目）重点目標

- ① 利用者担当職員の役割意識の向上を図り、チームケア力の向上を目指す。
- ② ボランティアや災害訓練等、地域と連携し協力できるような取り組みを目指す。
- ③ 報酬と介護量のミスマッチを低減し、根拠を持った信頼ある運営・経営を実践する。

（5）生活支援ハウス事業計画

1. 運営方針

梶原町内で自宅での生活に不安がある高齢者に対し、生活支援機能、居住機能ならびに交流機会などを提供することにより、在宅復帰後も住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう総合的に生活支援をおこないます。

2. 年間予定

年間を通じて、百歳体操を実施する。また、希望者に対して手芸やゲーム、映画等を提供する。

3. 令和3年度重点目標

- ①在宅復帰を念頭に置いた支援を実施する。
- ②利用者の能力に合わせた機能低下防止のための取り組みをおこなう。（個別レク活動）
- ③他事業所と情報共有を密に行い状態把握に努める。

（6）栄養事業計画

1. 運営方針

食事は生活の中心であり、日々の楽しみの一つでもあります。ご利用者一人ひとりの健康状態と身体能力に合わせた食事の提供を心がけ、美味しく、旬の食材を使った食事を提供していきます。

2. 年間予定

5月 端午の節句 7月 七夕 9月 お彼岸・敬老の日 10月 十五夜
12月 大晦日 1月 お正月 2月 節分・バレンタイン 3月 ひな祭り

※主な行事がない月でも季節に合わせた食材を使用した献立の提供を行っていきます

3. 令和3年度重点目標

- ① 食事の安定的な提供に努めます
- ② 衛生管理を意識した食事の提供を行い、安全な食事の提供に努めます
- ③ 手作りを基本とした食事の提供に努めます